

# 福岡県公報

令和六年四月三十日  
第四百九十二号  
増刊  
①

## 目次

### 教育委員会

○福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則

(教育庁総務企画課) ……………一

### 教育委員会

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年四月三十日

福岡県教育委員会

### 福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県立美術館の利用等に関する規則の一部改正)

### 第一条 福岡県立美術館の利用等に関する規則(昭和六十年福岡県教育委員会規則第十

一号)の一部を次にように改正する。

第一章中第三条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

**第三条の二** 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 喫煙する行為

七 その他館内管理上不相当と認められる行為

(違反に対する措置)

### 第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正

、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができるとができる。

(福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部改正)

### 第二条 福岡県立図書館の利用等に関する規則(昭和五十八年福岡県教育委員会規則第

四号)の一部を次にように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

### 第三条の二 館内(建物内及びその用地内をいう。以下この条及び次条において同じ

)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為

二 示威又はけん騒にわたる行為

三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為

為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 喫煙する行為

七 その他館内管理上不相当と認められる行為

(違反に対する措置)

### 第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正

、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

**第三条** 福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和五十九年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（禁止行為）

**第十条** 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騷にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 指定された場所以外で喫煙する行為
- 七 その他施設内管理上不相当と認められる行為

第十条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

**第十条の二** 指定管理者、センターの所長及び少年自然の家の所長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

（福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正）

**第四条** 福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（禁止行為）

**第十条** 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騷にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為

行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 指定された場所以外で喫煙する行為

七 その他施設内管理上不相当と認められる行為

第十条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

**第十条の二** 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

（福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正）

**第五条** 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（禁止行為）

**第十一条** 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騷にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 指定された場所以外で喫煙する行為
- 七 その他施設内管理上不相当と認められる行為

第十一条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

**第十一条の二** 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、

違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

**第六条** 九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則(昭和四十八年福岡県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(禁止行為)

**第八条** 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
  - 二 示威又はけん騒にわたる行為
  - 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
  - 四 通行の妨害となる行為
  - 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
  - 六 指定された場所以外で喫煙する行為
  - 七 その他館内管理上不適当と認められる行為
- 第八条の次に次の一条を加える。

(違反に対する措置)

**第八条の二** 館長等は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

**第七条** 福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

**第六条** 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 喫煙する行為
- 七 その他館内管理上不適当と認められる行為

(違反に対する措置)

**第七条** 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

**第八条** 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成元年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

**第八条** 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為
  - 二 示威又はけん騒にわたる行為
  - 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
  - 四 通行の妨害となる行為
  - 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
  - 六 指定された場所以外で喫煙する行為
  - 七 その他施設内管理上不適当と認められる行為
- (違反に対する措置)

**第九条** 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

**第九条** 福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成七年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

**第六条** 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為

二 示威又はけん騒にわたる行為

三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 指定された場所以外で喫煙する行為

七 その他施設内管理上不相当と認められる行為  
(違反に対する措置)

**第七条** 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。